

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のこよみ

ご自分の予定を確認して下さい

8/24(月) 赤口	米共和党大会、安倍首相が連続在職日数で歴代1位に
25(火) 先勝	
26(水) 友引	
27(木) 先負	
28(金) 仏滅	
29(土) 大安	
30(日) 赤口	

今週のこよみ

マスク・アルコール消毒液の規制解除
政府は、新型コロナの感染拡大に伴い現在、転売を禁止しているマスクやアルコール消毒液について、国内の供給が回復したため今月29日にも規制を解除する予定。

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
8/17(月)	23,097 ▼192	106.48 △0.27
18(火)	23,051 ▼46	105.52 △0.96
19(水)	23,111 △60	105.42 △0.10
20(木)	22,881 ▼230	106.02 ▼0.60
21(金)	22,920 △39	105.51 △0.51

新型コロナに伴う固定資産税等の減免措置

新型コロナの影響で事業収入が一定以上減少した中小事業者が所有する事業用家屋や設備等の償却資産について、令和3年度の固定資産税・都市計画税を減免する措置が講じられます。

◆事業収入の減少幅に応じ1/2又は全額免除

対象となるのは中小事業者等に該当する法人や個人事業主であり、本年2月～10月までの期間で任意の連続する3ヵ月間における事業収入の合計が前年同期比で30%以上減少している場合です。

対象事業者の事業収入の減少幅に応じて固定資産税等が軽減され、30%以上50%未満の減少の場合は1/2軽減、50%以上の場合には全額免除されます。

この軽減措置を適用する場合は、認定経営革新等支援機関等に、①中小事業者等であること、②事業収入の減少、③特例対象家屋の居住用・事業用割合について、事前に確認を受けた上で、令和3年1月中旬に固定資産税を納付する自治体へ確認を受けた必要書類を提出する必要があります。

◆Q & A

Q. 医療法人やNPO法人等は対象になる？

A. 対象となります。

Q. 創業間もない事業者は対象になる？

A. 事業収入の減少が前年同期と比較ができない事業者は対象外となります。

Q. 土地は軽減の対象になる？

A. 対象外です。対象は事業用家屋と償却資産です。

Q. 事業収入が減少した期間後に取得した資産は軽減の対象になる？

A. 令和3年1月1日時点で所有する資産が対象となるため、本年中に取得した資産は対象です。

■この記事の詳細は、情報BOX201531

令和2年度の地域別最低賃金の改定額

令和2年度の地域別最低賃金について、先月に中央審議会が新型コロナの影響を踏まえて引上げ額の目安を「現行水準維持が適当」とした見解などを参考に、都道府県の地方審議会において審議した改定額の答申が出揃い、40県が1～3円の引上げ、7都道府県（北海道、東京、静岡、京都、大阪、広島、山口）が据え置きとしました。

これにより、答申された改定額の全国加重平均額は902円（1円引上げ）となります。

改定額の発効日は各地域で異なり、10月1日～上旬までに順次適用されます。原則、産業や職種、雇用形態に関係なく適用されますので、厚労省や労働局のホームページ等で確認しましょう。

ふるさと納税の受入額や住民税控除の状況

総務省によると、令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）に行われたふるさと納税は、全地方団体の合計で受入件数が約2334万件、受入額は約4875億円となりました。

また、令和元年中（平成31年1月～令和元年12月）に行われたふるさと納税に係る住民税控除の適用状況は、令和2年度分の住民税から控除を受けた方が約406万人で、その控除額は3391億円でした。このうち、ワンストップ特例制度を適用した方は約178万人、控除額は約708億円です。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】
①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
②記事下のBOX番号を入力し#。
③取り出し先のFAX番号を入力し#。
※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

新型コロナに伴う令和3年度の固定資産税等の減免措置

◆概要

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者等※の税負担を軽減するため、事業者の保有する事業用家屋や設備等の償却資産に対する令和3年度（2021年度）の固定資産税及び都市計画税を、事業収入の減少幅に応じて減免します。

※租税特別措置法における中小事業者に該当する資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1000人以下の場合が対象です。ただし、大企業の子会社等は対象外となります。

◎要件等

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヵ月間の事業収入※の合計が前年同期と比べて30%以上減少している場合に、次のように固定資産税等の減免を受けることができます。

連続する3ヵ月間の事業収入の対前年同期比の減少率	減免率
30%以上 50%未満の場合	1/2 軽減
50%以上の場合	全額免除

※売上高、海運業収益、電気事業営業収益、介護保険事業収益、老人福祉事業収益、保育事業収益などを指し、給付金や補助金収入、事業外収益は含みません。

◎申告手続き

1. 中小事業者等は認定経営革新等支援機関等に、中小事業者等であること、事業収入の減少、特例対象家屋の居住用・事業用割合について、確認を受けます。
2. 令和3年1月以降に、認定経営革新等支援機関等から確認を受けた必要書類を申告期限（令和3年1月末）までに固定資産税を納付する市町村へ提出し軽減を申告します。

※自治体への申告は事業者が毎年行う償却資産の申告と同じ期間（1月中）となります。

◆Q & A

- Q. 医療法人、社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等は対象になる？
A. 対象となります。ただし、事業単位での申告は出来ません。
- Q. 対象にならない業種はある？
A. 風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を除き、あらゆる業種が対象となります。
- Q. 創業間もない事業者で、事業収入が前年同期と比較できない場合は対象にならない？
A. 本措置は前年同期との比較ができない場合、新型コロナの影響であることが確認出来ないため、対象外となります。
- Q. 資産をリースで借りている場合は軽減の対象になる？
A. 固定資産税等は資産の所有者に対する税であることから、対象となる資産をリースで借りている企業がその所有権を持っている場合（固定資産税等を支払っている場合）は軽減の対象となります。他方、所有権を持っていない場合は対象とはなりません。
- Q. 土地も軽減の対象となる？
A. 土地は対象外となります。軽減の対象となるのは事業用の家屋と償却資産です。
- Q. 事業収入の減少を比較する3ヵ月の期間後に取得した資産も軽減される？
A. 3ヵ月の期間後でも令和2年中に取得した資産は軽減の対象になります。なお、認定支援機関の確認を受けた後に対象となる資産を取得した場合は、再度確認を受ける必要があります。
- Q. 居住用家屋と一体になっている事業用の事務所も軽減の対象となる？
A. 事業用と居住用が一体となっている家屋についても対象となります。事業専用割合に応じた部分が軽減の対象となります。
- Q. 不動産賃貸業を営む事業者が賃料を猶予したことで事業収入が減少した場合は対象になる？
A. 賃料の猶予によって事業収入が減少した場合も対象になりますが、3ヵ月分以上の賃料をそれぞれの賃料の支払期限から3ヵ月以上猶予していること※が必要となります。また、新型コロナウイルスの影響により賃料を猶予したことを証する書面の提出が必要となります。
※例えば3～5月分の賃料を猶予した場合、3月分は6月以降、4月分は7月以降、5月分は8月以降に支払われる必要があり、猶予した3～5月分の賃料を6月に一括払いとする場合などは対象外となります。